

## 北海道スペースポートネーミングライツ事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、大樹町（以下「町」という。）が所有する北海道スペースポートの施設の愛称を決定する権利を民間事業者等に付与すること（以下「ネーミングライツ事業」という。）により、民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の広告の機会を拡大するとともに、北海道スペースポートの拡充整備等の財源を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 町が所有する北海道スペースポートの施設について、条例、規則等に定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利（以下「命名権」という。）のことをいう。
- (2) ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した法人、法人以外の団体若しくは法人等により構成された団体又は個人のことをいう。
- (3) ネーミングライツ事業 町がネーミングライツパートナーに命名権を付与し、ネーミングライツパートナーからその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、当該対価を北海道スペースポートの拡充整備、運営及び維持管理等に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(基本方針)

**第3条** ネーミングライツ事業は、町の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる町の施設等の公共性を考慮し、社会的信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

(規制を受ける事業者等)

**第4条** 次の各号に定める事業者等は、ネーミングライツ事業による契約の当事者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、町における一般競争入札の参加を制限されている事業者等
- (2) 町及び北海道から入札の参加を制限されている事業者等
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っている事業者等
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種を営む事業者及びこれに類する事業者等
- (5) 大樹町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第4号）第2条に定める暴力団及び暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、またこれらを利用し、協力している事業者等
- (6) 各種法令等に違反した業務をしている事業者等

- (7) 税金を滞納している事業者等
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善をなしていない事業者等
- (9) その他町長が不相当と認める事業者等

(愛称の表記方法)

**第5条** ネーミングライツパートナーが決定する愛称の表記方法は、施設の設置目的にふさわしく、町民及び施設利用者に親しみやすく、分かりやすいものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (6) その他町長が特に適当でないとしたもの

(対象施設)

**第6条** ネーミングライツ事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、町が所有する北海道スペースポートの施設とする。

2 対象施設の選定は、町長が行う。ただし、選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）である場合は、町長は、あらかじめ当該指定管理者制度導入施設の指定管理者と協議しなければならない。

(ネーミングライツの付与期間)

**第7条** 命名権を付与する期間は、5年間とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

(募集)

**第8条** 町長は、ネーミングライツ事業の実施にあたっては、ネーミングライツ料及びその他必要な事項について、対象施設ごとに募集要項を定め、大樹町ホームページ又は広報紙への掲載等により広く募集するものとする。ただし、町長が公募によることが適当でない判断した施設等については、公募しないことができる。

(応募)

**第9条** ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者等は、ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) ネーミングライツ事業応募に係る誓約書（様式第2号）
- (2) 法人等役員名簿（様式第3号）（個人の場合は除く。）
- (3) 事業者等の事業概要、事業計画がわかる書類
- (4) 定款、寄附行為、又はこれらに類する書類（個人の場合は除く。）
- (5) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（個人の場合は除く。）

- (6) 印鑑証明書
- (7) 直近3ヶ年度の決算報告書及び事業報告書
- (8) 直近の1事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人道民税、法人事業税並びに町民税を滞納していないことを証明する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの  
(審査機関)

**第10条** 事業者等が付与する愛称の選定及び審査は、大樹町ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員会の委員長は副町長を、副委員長は企画商工課参事を、委員は総務課長、企画商工課長及びその他町長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、企画商工課航空宇宙推進室において行う。
- 6 審査は、第4条及び第5条及びその他により行う。
- 7 委員会は、審査の内容及び結果を、町長に対し、通知するものとする。

(委員会の会議)

**第11条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の規定の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(意見聴取等)

**第12条** 町長は第10条第7項の規定による通知があったときは、必要に応じ、町民、関係機関等の意見を聴取することができる。

(決定)

**第13条** 町長は、委員会の審査の内容及び結果を尊重し、ネーミングライツパートナー、愛称、ネーミングライツ料及びネーミングライツ付与期間を決定するものとする。

(採用等に関する通知)

**第14条** 町長は、ネーミングライツ事業に応募した事業者等に対し、採用の可否を決定したときは、大樹町ネーミングライツ事業採用決定通知書（様式第4号）又は大樹町ネーミングライツ事業不採用決定通知書（様式第5号）により、当該応募団体等に通知する。

(契約の締結)

**第15条** 町長は、採用決定したネーミングライツパートナーとの間で、ネーミングライツに関する契約を締結するものとする。

(費用負担)

**第16条** 対象施設の案内看板等について、町及び関係機関等と協議のうえ、新規設置及び変更が可能と判断された場合における表示の変更に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとする。また、契約期間終了後のこれらの原状回復に係る費用についても同様とする。

2 印刷物、ホームページ等の新規に作成するものについては、原則、愛称を用いるものとし、その費用は、印刷物の作成者、ホームページの管理者が負担するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

**第17条** 町長は、第15条の規定における契約締結後、速やかにネーミングライツパートナーに対し、ネーミングライツ料を請求するものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により請求があったときは、町長が指定する期日までにネーミングライツ料を納入しなければならない。

3 町長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、ネーミングライツパートナーと協議のうえ、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称変更の禁止)

**第18条** ネーミングライツを付与する期間内における愛称の変更はできないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 町長は前項のただし書の場合においては、変更の可否についてネーミングライツパートナー（指定管理者制度導入施設については、ネーミングライツパートナー及び指定管理者）と協議することとする。

(契約の解除)

**第19条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができる。

(1) 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツパートナーが、法律、条令等に違反し、又はそのおそれがあると町長が認めたとき。

(3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、ネーミングライツパートナーに損害等が生じた場合は、町はその責めを負わないものとする。

3 契約締結後において、既に支払のあったネーミングライツ料は原則返金しないものとする。

4 既に事業を執行し、原状回復等に必要経費がある場合は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

(その他)

**第20条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。